

## 平成 28 年度シマフクロウ保護増殖事業実施結果（環境省）

## 1. 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進

- ・「シマフクロウの生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標」（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進に係る検討に必要な基礎情報の収集・解析を実施。

## 2. 放鳥

- ・10 月 10 日に釧路総合振興局管内にてつがい放鳥を実施。
- ・自動撮影カメラ等の調査により、11 月までの間は放鳥した河川で採餌している様子を確認。
- ・11 月下旬より、オスは放鳥地より 10km ほどの距離まで遠征するようになり、12 月上旬に見失う。
- ・メスは 2 月までは放鳥地周辺にとどまっていたが、3 月上旬時点では放鳥地より 10km ほど離れた場所に移動していることを確認。
- ・3 月上旬のモニタリング調査により雌雄とも生存していると考えられた。
- ・ただし、繁殖期にもかかわらず両個体は 10km 以上離れており、つがいがいったん解消された可能性が高い。

## 3. つがい確認状況 ※暫定値

- ・50 つがい（これまでに標識した実績のある生息地に限る）の生息が見込まれた。  
※本種の生息状況の動向をモニタリングする上で最も重要なデータであり、今後、さらなる精度の向上に努めていく。

## 4. 給餌

- ・管内 10 箇所においてヤマメ・ニジマス等計 2770kg を給餌（見込み）。  
※環境省以外のもので環境省が給餌として認めるものを含めると 13 箇所、計 4175kg。
- ・「シマフクロウ保護増殖事業における給餌等について（平成 28 年 3 月 釧路自然環境事務所）」を踏まえ、現在の給餌状況の実態把握調査を行うとともに、給餌により達成すべき目標並びに必要な最小限の期間及び量の設定に係る検討を始めた。

## 5. 巣箱設置等

- ・新規設置 11 箇所、架け替え 3 箇所を実施。  
※環境省以外の新規設置が 1 箇所有り
- ・テン等侵入防止のためのアタッチメント 17 箇所、鉄板 5 箇所設置。
- ・現在の巣箱設置数は計 188 個（うち 86 箇所において繁殖実績有り）。

## 6. 標識調査等

- ・23 地点において 27 羽のヒナに足環を装着。
- ・血液分析による雌雄判定結果は、オス 14 羽、メス 13 羽。

## 7. 傷病個体の収容

- ・死体 5 羽を収容（うち、標識調査時収容 2 羽、捕食 1 羽、感電 1 羽、その他 1 羽）。

## 8. 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・2005 年傷病収容個体（オス）及び 2007 年傷病収容個体（メス）のペアについて、10 月 10 日に釧路総合振興局管内にて放鳥。
- ・現在 3 羽を飼育中（うちリハビリ中 1 羽、放鳥不可 2 羽）。

## 9. 普及啓発等

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤードツアーの開催等による普及啓発。
- ・生息地における取材対応 1 回。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）による普及啓発活動の実施 2 件。

## 平成 29 年度シマフクロウ保護増殖事業実施計画（環境省）

シマフクロウの生息数は引き続き漸増しているとみられる。生息地拡大が期待される中、以下の取組を実施する。

### 1. 重点的な取組

#### (1) 根釧地域におけるシマフクロウ等生息環境整備の推進

- ・根釧地域におけるシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシに係る生息環境整備の対策地域及び対策手法の検討を進める。

#### (2) 標識調査等体制の見直し

- ・生息地の増加に対応して、事業規模の拡大を図る上では、調査の効率や効果について一層の向上を進めることが課題となりつつある。
- ・このため、関係機関・関係者との議論を行い、これらの事業の見直しによる調査項目の選択と集中を図り、今後の中長期的な体制の構築を目指す方向で検討する。

### 2. 継続事業

#### (1) 給餌

- ・管内 9 箇所においてヤマメ・ニジマス等計約 3000kg を給餌。
- ・環境省が実施する各給餌場における給餌目標及び対応策、必要最小限の給餌期間及び量、必要なモニタリング項目等の検討を進める。

#### (2) 巣箱設置等

- ・既存の巣箱の架け替え、補修を中心に対応。
- ・テン等対策が必要な箇所についてはアタッチメント・鉄板を適宜設置。

#### (3) 標識調査等

- ・モニタリング事業として調査を継続。

#### (4) 傷病個体の収容

- ・傷病個体を収容し、収容原因を解明するとともに、人為的な要因に対しては必要に応じて事故原因の除去について事業者に協力を求める。

#### (5) 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・リハビリ中の 1 羽については放鳥に向けてリハビリを実施。
- ・放鳥不可個体 1 羽について、動物園への移管を検討。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）については普及啓発に活用（株式会社猛禽類医学研究所の事業として実施）。

- ・新規収容個体については野生復帰を基本とし、放鳥不可の場合には動物園への移管を検討。

**(6) 放鳥**

- ・釧路湿原野生生物保護センターにおいてリハビリ中の1羽（メス単独）について放鳥を検討。

**(7) 普及啓発等**

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示、生息地における取材対応、野生復帰困難個体(通称ちび)の活用等による普及啓発を実施。